### 資料 6 これまでの答申及び提言に関する取組

### (1)平成15年12月の審議会答申に関する取組み状況

### 答申・提言内容

利害関係者に対する効果的・多元的な情報提供のあり方、情報提供の時期と情報内容の確度のバランスに留意すべき

(南線小学校通学区域変更に関して利害関係者の理解が得られず紛糾した例から)

市が公表したPC原案を手続結果を踏まえずに変更することは、手続の 意義を損なうことにもなるため、全庁的な意思統一の上で原案作成を行 うべき

(グランドプラザ条例の制定に関して、賛成意見があった施設名称を市が撤回して別な名称とした例から)

全庁的な情報共有化を図るとともに、関連団体の既得権領域を堅守するなどの縦割型の行動様式から脱却するよう教育・研修が必要 (使用料の減免対象団体を、教育委員会が審議会答申に抵触するような拡大をした例から)

参加手続を行えなかった理由や事後公表の有無について事情聴取した上で、担当所管に具体的な再発防止策の提示を求めるべき (市民参加手続を経ずに行政指導の基準を定めた例から)

担当部局の条例に対する認識などを事情聴取した上で、具体的な再発防止策の提示を求めるべき

(審議会答申の検討結果を公表しなかった例から)

個別の失敗事例を組織全体の改善に生かす視点から、全管理職を対象とする必須研修を実施するなどの措置を講じること。

(審議会予定の公表漏れが見られるとともに、実効性のある再発防止策を提示した所管が少なかった例から)

審議会会議録は 1 月以内を目処に公表するという組織目標が徹底されるよう、研修の充実・徹底が望まれる。

(審議会会議録の公表までに要する期間が異常に長い事例が見られたことから)

審議会委員公募の際には、当該審議会の傍聴を呼びかけ、傍聴者には感想や審議会の機能・役割の認識を確認するなど、傍聴者への利便提供と効果的PRを検討すべき。

(審議会の傍聴者数が 0.81 人に留まったことから)

研修の充実、市民参加手続についての内部相談事例の情報共有、表彰制度など市民参加手続の適正運用へのインセンティブを高めるなどを検討すべき

(市職員アンケートの回答率が低いことなど、市職員の意識が十分高まっていないと考えられることから)

### 取組み状況及び方向

- ・平成16年度から個別相談の中で 指摘事項を踏まえたアドバイスを行っている。
- ・平成17年5月20日、23日の2日間で、全管理職を対象とした「市長講話」及び必須研修を実施し、市民参加制度に対する意識啓発を行った。
- ・指摘事項や組織体制の検討結果 を踏まえ、平成17年度末に必要な 部分について市民参加手続運用マ ニュアルに追加・改正した。
- ・平成18年4月に条例の内容及びマニュアルの改正点について庁内説明会を開催し、周知を図った。
- ・公募委員の掘り起こしと審議会への 理解を深めるため、平成17年4月 から、年度当初に公募予定の一括 広報掲載、公募希望者の登録を試 行した結果、3名の登録者があり、 その内2名が審議会委員へ登用さ れた。

## (2)平成15年12月の審議会提言

.) 一场 1 5 年 1 2 万 少 苗 戚 云 旋 白					
	答申・提言内容	取組み状況及び方向			
	審議会を性質・機能別に分類し、委員公募のあり方・委員選任区分・運営方法についてのガイドラインが必要	・平成18年5月にガイドラインを策定し、この中で、審議会の性質に応じた運営方法や重任、再任等についての基準を設定した。			
審議会等	審議会委員アンケートで指摘のあった、審議会における特定団体等からの推薦委員の過度な重任・再任についての疑義に答える必要がある	<b>グいての<u></u>を平を</b> 放定 <i>の</i> に。			
	審議会委員報酬のあり方について「最少の費用で最大の効果」 「責任、能力、貢献度に応じた対価」などの観点から検証・改善が 必要	·平成18年度から開始する次期行 革大綱(実施計画)策定作業の中 で検討する。			
PC手続	全市的な意見募集に加え、テーマに応じた特定関心層を対象とする小規模なパブリックコメント手続を導入するなどの創意工夫が必要	・個別相談へのアドバイスは既に行っているが、平成17年度のマニュアルの改正で、「PC手続テーマに関連する団体等があるときは、別途意見を聴く機会を設けたり、PCの周知を図る」旨を加え、全庁に周知を図った。			
続	パブリックコメント手続を全庁的な立場で推進・調整する専門部署の設置が望ましい。 具体的には広報・情報公開部門と公聴・市民参加推進部門の統合・一元管理が考えられる。	・条例の最終目的である「協働によるまちづくり」を目指すため、平成17年10月から、協働推進部門が市民参加制度を担当するとともにパブリックコメント手続については、			
市民意見の積極把握	市民が自発的に提出した意見に対して積極的な対応を望むものであり、そのためにも広報・情報公開部門と公聴・市民参加推進部門の統合・一元管理が効果的・効率的と考えられる。	市民参加担当が原案から結果までの公表を担当し、広報・HP・あい・ボードの一元管理を図った。			

# (3)平成17年3月の審議会答申に関する取組み状況

	答申・提言内容	取組み状況及び方向	
PC手続	パブリックコメントには、そのテーマとなっている案件の範囲を超えて、提言的な要素を含む意見が提出されることがありますが、「市民の知識、経験、感性等をまちづくりに活かす」という市民の声を活かす条例の目的を踏まえるなら、こうした意見についても、まずは一部分でも活かすよう模索することも大切と考えます。	・平成17年10月から、パブリックコメント結果の公表は市民参加担当が行っており、この中で意見の検討内容についても個別にアドバイスを行っている。	
第1次答申	市民参加手続の実施に関する初歩的なミスや、市民参加に対する職員意識の低さは、平成 15 年度においては若干改善されていますが、まだ満足できるレベルには達していません。これらを根本的に改善するのは容易なことではないと思われますが、まずは第一次審議会の答申(提言)で列挙された対策を踏まえ、行政としてなすべき努力をすることが必要と考えます。	・本資料中、「第1次審議会の答申及び提言に関する取組み」のとおり取組んでいる。	

## (4)平成17年9月の審議会答申に関する取組み状況

	成1/年9月の番議会各甲に関する取組み状況 答申・提言内容	取組み状況及び方向
実施状	パブリックコメント手続の活性化については、既に第1次市民参加制度調査審議会において「その実施・運用面での創意工夫」と「推進・調整部門の設置」を建議しているところですが、これまでのところ、この建議が必ずしも十分に活かされていないと判断せざるを得ない状況です。当審議会としてはこうしたことを踏まえ、今後速やかに、これらの建議を活かした一定の活性化策が講じられることを、強く期待するものであります。また、市民参加手続を行わなかった事例では、事前に市民参加担当と協議すれば防ぐことができたものと判断されることから、担当課と所管課との事前協議の必要性と再発防止について、職員研修等で徹底する必要があると思われます。	・特定の団体が想定できる 場合などは小規模のパ ブリックコメントを検討するなどの方策をマニュア ルに明記し、職員説明会で周知した。 ・パブリックコメントに意る・パブ出出し、平成17年4月 から個別案内をはじめた。
況	審議会等の開催について、予定の公表が開催日より遅れたものや開催日直前であるものが、残念なことに16年度も見受けられました。市民参加に不可欠な情報が公表されないということは、本当に市民の意見を聴こうという姿勢に欠けていると言わざるを得ません。これらの情報提供は単なる手続ではなく、石狩市が掲げる市民参加のまちづくりを進める上で、必要不可欠なものであるということを、さらに徹底されるよう望みます。	・平成17、18年度に職員 研修・説明会を行うととも に、平成17年10月から 市民参加手続の公表を 一元化して公表遅れをな くすよう努めた。
市民参加推	審議会等には、会議録の作成が義務付けられていますが、その作成方法が十分に統一されていないように見受けられることから、次の3項目について提言します。 (1)会議録を全文とするか、要点のみとするかについて、会議の性質・審議内容等を勘案して適切に判断するための方策を講じること (2)発言内容は極力録音し、必要な期間中はこれを保管することをルール化すること (3)会議録の確定方法については、事務局一任を避け、例えば会長が確認するなど、内容の正確性を確保できるような方策を講じること	・平成17年度末に行った マニュアル改正でこの点 を明記し、平成18年4月 の職員説明会で周知し た。
進に向けて	審議会等とは、市の機関から依頼された特定のテーマについて審査・調査等を行い、意見を述べるなどの役割を担ったものです。審議会等の開催回数などの運営方法は、予算が伴うことから事務局主導で決められることはやむを得ませんが、審議の過程において、例えば、予定の開催回数を越えて審議する必要が生じた場合は、事務局にも柔軟な対応が望まれるところです。こうしたケースも念頭において、審議会等の運営方法において、何らかの統一的なルールを検討されるよう提言します。	
市民参加の深化と理念の明確化	単に手続の評価だけではなく、今後の市民と行政との新たな協働関係を展望しつつ、行政活動への市民参加をいかに深化させていくかについて検討を行うことも、当審議会の重要な役割であると考えます。また、行政としても、市民参加手続を単に手続面からとらえるのではなく、こうした検討と軌を一にして、市民参加のあり方の本質について、あらためて検討する必要があると考えます。これらの論議を深めていくためには、例えば運用評価を簡略化するなど、当審議会における審議の比重を変えていくことも検討されるよう提言します。 以上と関連して、市民の声を活かす条例施行から3年が経過し、合併によりまちのかたちが変わろうとするこの時にあたり、条例の検討過程で提起された「市民活動への市民参加について定める条例」や「市民参加により目指す目標や共通する理念を示す条例」についても、その検討を始めるべきではないかと考えますので、この点についても検討されるよう併せて提言します。	・任期中2年分をトータルで評価し、毎年度の答申を1回とした。 ・第3次審議会において条例等の改正についてご検討いただき、答申を経て、パブリックコメントを実施。平成20年第2回定例会に提出。 ・平成18年7月より市民会議について検討。平成20年4月1日石狩市自治基本条例施行。

## (5)平成19年12月(第3次)の審議会答申に関する取組み状況

5) 平成19年12月(第3次)の番議会各甲に関する取組み状況				
	<b>答申・提言内容</b> PCに合わせた意見交換会の開催や、過去にPCに対して意見を提出さ	<b>取組み状況及び方向</b> ・平成18年度には案件と		
平成17・18年度の	れた方にPC実施の通知などをした効果により意見提出者が増加したと考えられるが、今後も意見を出しやすい環境づくりや効果的な周知方法を工夫することにより、市民意見をさらに掘り起こすことができる可能性があることを示しているものと思われる。	・平成18年度には条件で関係が深いと思われる団体等手の個別の案内を実施した。		
	これまで毎回指摘されてきた審議会等の会議開催に関する情報提供の 遅れは、根絶にまで至っていない。情報公表窓口の一元化や毎年の研修 などで、市側もこのような事務的ミスを減らす努力をしていることは認められ るものの、一番の基本となる関係職員のさらなる自覚を求める。	・平成19年度の職員研修 では手続の流れなど具 体の内容で実施している が、さらに職員研修や個 別の対応の中で注意喚 起していく。		
実施状況	テーマによっては、より広範な市民が意見を述べやすい手法を選択し、市民参加の広がりを確保できるような方法について検討することを望む。 (H17年度に実施した「市の木、花、鳥の検討」では、審議会で取りまとめた原案でPCを実施しているが、アンケートや市民から候補を募集して審議会で絞り込むような手法もあったのではないか。)	・平成17年10月以降は市 民参加に関する手続を 市民参加担当部署で一 元的に行なっているの で、手続のよりよい手法 の選択について個別に 対応している。		
	(1)市民の声を活かす条例の市民への浸透状況 市民の声を活かすことによって具体的なプラスがもたらされた事例や職員 が感じている条例の効果などを多様な方法でPRするなど、市民の認知度を 更に上げる努力が必要。 (2)市民の声を活かす条例を施行した効果	・条例等の改正の周知とあ わせ、改めて広報等で制 度の啓発を行なうととも に、市民が意見を出しや すい仕組みを検討する。		
条例施	長年続いてきた「陳情・要望」型から「提案」型へと、市民と市役所がともに思考を切り替えるためには一定の時間と継続的な努力が必要。試行錯誤を繰り返しながら、より分かりやすい情報提供やより答えやすい問い掛けの手法を開発するなど、費用対効果の視点も持ちながら市民参加制度を改善していくとともに、職員自身が感じている効果を市民に伝えるなどして、市民が条例の具体的メリットを感じられるような場面を作っていくことも必要。	9 VI   L MEO / C 1 X f 1 9 0 0		
一後5年が経過.	(3)審議会制度の運用状況 事務局の対応、会議時間や回数の設定、答申や提言を受けての市役所側の検討状況などは概ね満足できる水準に達していると考えられる。 潜在的な関心層への効果的な働きかけや参加を求める手法の研究や広報の委員募集のお知らせ欄を、要点のみを伝えるように整理して見出しを目立たせることについても研究してはどうか。	・メール配信システムを活用して、審議会や市民参加手続の案内を個別に送信していく。 ・条例等の改正に合わせてマニュアルを改訂し、制度の効果的な運用について職員説明会の中で周知していく。		
した時点での総括的評価	(4)パブリックコメント(PC)制度の運用状況 意見を出しやすい環境を整える方策が必要。 PCのテーマと関係の深い施設にPCの告知を掲示するなど、市民がより 情報に触れやすい形でPC実施の周知を図る PCの実施にあわせた説明会などで原案をより分かりやすく伝えるととも に、説明会の場で意見を聴く アンケートのように答えやすい形で問いかける PCの名称をより判りやすいものに変える 市役所などに口頭での意見を文書化する窓口を設置する			
	(5)あい・ボードの運用状況について 市民の認知度が低く、あまり活用されていないのが現状であるが、情報伝達手段の多様化の面からの可能性もある。あい・ボードのPR、設置場所や掲示内容について再検討する必要がある。 努力を重ねても市民に受け入れられないときには、存続の是非を含めた抜本的な対応も検討課題となり得る。	・市民活動の情報を掲載するスペース確保したり、あい・ボードのみで入手できる独自の情報を掲載するといった工夫を検討し、試行的に実施する。		

市民
参
加
制
度
の
見
直
し
に
つ
ίÌ
$\overline{}$

### 答申・提言内容

### 取組み状況及び方向

(1)公共施設の新増設等を市民参加手続の対象とすること

公共施設については、設計概要だけではなく、その新増設についても市民参加手続の対象に加えることが妥当と判断する。ただし、すべての公共施設について対象とするのではなく、施設の規模・性質や市民の関心度などに応じた線引きが必要。

・(1)から(3)までの内容 を反映した市民の声を活 かす条例改正案につい て、平成20年第2回定例 会に提出した。

(2)公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすること

市民参加手続を行う対象を、「公共施設の利用方法に関する規定の廃止」から「公共施設の休廃止」と改めることが妥当。(1)と同様に一定の線引きは必要。

(規定の廃止は公共施設を廃止するという市役所の一連の意思決定の最終段階と位置づけられるため、その段階で市民意見を聴いたとしても、それが活かされる範囲は自ずと限定されてしまうことが危惧されるため。)

(3)他の制度に基づいて市民参加手続を行う場合の手続内容は、当該他 の制度が定めるところに従うようにすること

現状ではニーズと効果は極めて少なく、コストだけが余分にかかっている 状態と判断される。都市計画決定などは、縦覧等手続の期間が他都市では 2週間のところ、石狩市だけが1月となるのは実務上も大きな問題。

市民の声を活かす条例を適用しないとした場合でも、それぞれの制度に基づく全国水準の市民参加の機会が確保されている場合は、市民参加を進める上で特段の支障がないとも考えられ、法令等他の制度に基づいて市民参加手続を行う場合の手続内容は、市条例の適用除外とし、当該他の制度が定めるところに従うように改めることが妥当であると判断する。

(4)公共施設の利用方法を定める規定の制定改廃について

原則一律で手続の対象とするのではなく、市民の関心が高いと判断される場合に限って手続を行うように制度を改めることも考えられるが、この場合でも関心の高低を市役所だけで判断するのではなく何らかの客観的な基準を設けるべきとの意見もあり、本審議会として結論を出すには至らなかった。

この点については、もう少し時間をかけて市民意見の提出状況を見守るとともに、市役所内部で研究を重ねることを望む。